

【条例適用】不利益処分基準一覧(令和6年7月1日)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項
◎危機管理室			
1	利用許可の取消し等	上野原市上野原中部地区防災支援センター条例	第5条(第10条において読み替える場合を含む。)
2	使用料の徴収	上野原市上野原中部地区防災支援センター条例	第6条本文
◎総務課			
3	利用者登録の抹消)	上野原市公共施設予約システムの利用に関する規則	第10条第1項
4	利用許可の取消し等	上野原市甲東コミュニティーセンター条例	第6条
5	使用料の徴収	上野原市甲東コミュニティーセンター条例	第7条
6	利用許可の取消し等	上野原市島田コミュニティセンター条例	第5条(第10条において読み替える場合を含む。)
7	利用許可の取消し等	上野原市東大野集会施設条例	第5条
8	使用料の徴収	上野原市役所蔵出張所会議室使用料条例	第2条
9	使用料の徴収	上野原市役所大鶴出張所会議室使用料条例	第1条
10	手数料の徴収	上野原市手数料条例	第4条
11	過料	上野原市手数料条例	第10条
◎財政経営課			
12	許可の取消し	上野原市庁舎管理規則	第9条第3項
13	退去等の命令	上野原市庁舎管理規則	第10条
14	利用許可の取消し等	上野原市甲東ふれあい広場及び甲東ふれあいセンター条例	第5条(第8条第2項において読み替える場合を含む。)
15	許可の取消し等	上野原市中央防災公園条例	第7条
16	使用料の徴収	上野原市中央防災公園条例	第8条第1項
17	使用料の徴収	上野原市行政財産使用料条例	第2条第1項及び第3項
18	指定管理者の指定の取消し等	上野原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例	第11条第1項
◎税務課			
19	督促手数料の徴収	上野原市諸収入督促手数料及び延滞金徴収に関する条例	第3条
20	延滞金の徴収	上野原市諸収入督促手数料及び延滞金徴収に関する条例	第4条
21	保険料の督促手数料の徴収	上野原市後期高齢者医療に関する条例	第5条
22	延滞金の徴収	上野原市後期高齢者医療に関する条例	第6条第1項
23	過料	上野原市後期高齢者医療に関する条例	第9条から第11条まで
24	督促手数料の徴収	上野原市介護保険条例	第6条
25	延滞金の徴収	上野原市介護保険条例	第7条第1項
◎市民課			

【条例適用】不利益処分基準一覧(令和6年7月1日)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項
26	使用料の徴収	上野原市役所秋山支所会議室使用料条例	第2条本文
27	過料	上野原市国民健康保険条例	第11条から第14条まで
◎生活環境課			
28	放置自転車等の撤去費用の徴収	上野原市放置自転車等の措置に関する条例	第3条第5項
29	手数料の徴収	上野原市犬管理条例	第6条
30	廃棄物処理手数料の徴収	上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第16条第1項
31	許可手数料の徴収	上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第18条
32	利用許可の取消し等	上野原市葬斎場条例	第5条第1項
33	使用料の徴収	上野原市葬斎場条例	第6条
34	使用料の徴収	上野原市墓地条例	第5条第1項本文
35	利用許可の取消し	上野原市墓地条例	第9条第1項
36	勧告履行命令	上野原市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	第14条
37	改善命令	上野原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	第15条
38	許可の取消し	上野原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	第16条
39	中止命令	上野原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	第17条
40	原状回復等の命令	上野原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	第18条
41	指定工事店の指定の取消し等	上野原市下水道条例	第6条の13
42	代理人の変更命令	上野原市下水道条例	第9条第3項
43	使用料の徴収	上野原市下水道条例	第18条第1項
44	改善命令	上野原市下水道条例	第22条
45	暗渠使用許可の取消し	上野原市下水道条例	第25条の8
46	占用料の徴収	上野原市下水道条例	第26条第1項
47	原状回復の指示	上野原市下水道条例	第27条第2項から第4項まで
48	手数料の徴収	上野原市下水道条例	第28条第1項
49	延滞金の徴収	上野原市下水道条例	第29条
50	過料	上野原市下水道条例	第33条から第35条まで
51	負担金等の徴収	上野原市下水道事業受益者負担金等に関する条例	第6条第1項
52	負担金等の徴収猶予の取消し	上野原市下水道事業受益者負担金等に関する条例	第8条
53	督促手数料の徴収	上野原市下水道事業受益者負担金等に関する条例	第11条第2項
54	延滞金の徴収	上野原市下水道事業受益者負担金等に関する条例	第12条第1項
55	負担金等の減免の取消し等	上野原市下水道事業受益者負担金等に関する条例施行規則	第12条第1項
56	手数料の徴収	上野原市小規模水道の水質管理手数料徴収条例	第5条

【条例適用】不利益処分基準一覧(令和6年7月1日)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項
57	指定の取消し	上野原市指定給水装置工事事業者規則	第8条
58	指定の停止	上野原市指定給水装置工事事業者規則	第9条
59	料金の徴収	上野原市上野原簡易水道事業給水条例	第15条第1項
60	手数料の徴収	上野原市上野原簡易水道事業給水条例	第19条
61	過料	上野原市上野原簡易水道事業給水条例	第22条及び第24条
62	加入負担金の徴収	上野原市秋山簡易水道事業給水条例	第7条第1項
63	料金の徴収	上野原市秋山簡易水道事業給水条例	第23条
64	手数料の徴収	上野原市秋山簡易水道事業給水条例	第30条
65	過料	上野原市秋山簡易水道事業給水条例	第36条及び第37条
66	加入負担金の徴収	上野原市仲間川簡易水道事業給水条例	第7条第1項
67	料金の徴収	上野原市仲間川簡易水道事業給水条例	第23条
68	手数料の徴収	上野原市仲間川簡易水道事業給水条例	第30条
69	過料	上野原市仲間川簡易水道事業給水条例	第36条及び第37条
70	改善及び変更の命令	山梨県生活環境の保全に関する条例	第32条第4項
71	改善及び変更の命令	山梨県生活環境の保全に関する条例	第41条第2項
72	行為の停止命令等	山梨県生活環境の保全に関する条例	第46条
◎福祉課			
73	登録の取消し	上野原市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則	第8条
74	支給金の返還	上野原市重度心身障害者医療費助成条例	第11条
◎子育て保健課			
75	負担額の徴収	上野原市特定教育・保育に係る利用者負担額を定める条例	第3条
76	助成金の返還	上野原市子ども医療費助成に関する条例	第11条
77	損害賠償との調整による返還	上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例	第11条
78	助成金の返還	上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例	第12条
79	支給決定の取消し等	上野原市出産奨励祝金の支給に関する条例	第8条
80	負担金の徴収	上野原市生活習慣病予防対策事業費負担金徴収条例	第2条
◎長寿介護課			
81	利用許可の取消し等	上野原市総合福祉センター条例	第9条
82	使用料の徴収	上野原市総合福祉センター条例	第10条第1項
83	利用許可の取消し等	上野原市老人福祉センター条例	第8条第1項
84	使用料の徴収	上野原市老人福祉センター条例	第9条第1項
85	過料	上野原市介護保険条例	第12条から第15条まで

【条例適用】不利益処分基準一覧(令和6年7月1日)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項
86	サービス事業者の登録の取消し	上野原市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則	第11条第1項
◎産業振興課			
87	分担金の徴収	上野原市土地改良事業及び山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例	第4条第1項
88	分担金の徴収	上野原市山村振興対策事業分担金徴収条例	第1条
89	使用許可の取消し等	上野原市農産物加工施設条例	第6条第1項(第11条第3項において読み替える場合を含む。)
90	使用料の徴収	上野原市農産物加工施設条例	第7条第1項
91	利用許可の取消し	上野原市集落農業構造改善事業共同堆肥製造施設及び農業構造改善センター条例	第6条
92	使用料の徴収	上野原市集落農業構造改善事業共同堆肥製造施設及び農業構造改善センター条例	第7条第1項
93	使用料の徴収	上野原市多目的集会施設条例	第7条第1項
94	利用許可の取消し	上野原市第三期山村振興農林漁業対策事業多目的集会施設条例	第6条
95	使用料の徴収	上野原市第三期山村振興農林漁業対策事業多目的集会施設条例	第7条第1項
96	利用許可の取消し	上野原市農村集落多目的共同利用施設条例	第8条
97	使用料の徴収	上野原市農村集落多目的共同利用施設条例	第9条
98	利用許可の取消し等	上野原市ふるさと長寿館条例	第6条第1項
99	利用許可の取消し	上野原市井戸農業ふれあいの家条例	第6条
100	使用料の徴収	上野原市井戸農業ふれあいの家条例	第7条第1項
101	利用許可の取消し等	上野原市羽置の里びりゅう館条例	第7条第1項
102	使用料の徴収	上野原市羽置の里びりゅう館条例	第8条第1項
103	使用料の徴収	上野原市農村公園緑地施設条例	第5条
104	使用料の徴収	上野原市体験農園施設条例	第7条第1項
105	利用許可の取消し	上野原市体験農園施設条例施行規則	第10条第1項
106	分担金の徴収	上野原市林道事業分担金条例	第1条
107	利用許可の取消し等	上野原市森林総合利用施設条例	第6条第1項
108	利用許可の取消し	上野原市新林業構造改善事業集会施設条例	第6条
109	使用料の徴収	上野原市新林業構造改善事業集会施設条例	第7条第1項
110	利用許可の取消し	上野原市林業環境施設条例	第6条
111	使用料の徴収	上野原市林業環境施設条例	第7条第1項
112	奨励措置の取消し等	上野原市工場設置奨励条例	第8条
113	利用許可の取消し	上野原市緑地等利用施設条例	第5条(第12条第3項において読み替える場合を含む。)

【条例適用】不利益処分基準一覧(令和6年7月1日)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項
114	使用料の徴収	上野原市緑地等利用施設条例	第6条本文
115	利用許可の取消し等	上野原市釣場条例	第8条第1項
116	使用許可の取消し等	上野原市地域活性化施設条例	第8条第1項
117	使用料の徴収	上野原市地域活性化施設条例	第9条第1項
◎建設課			
118	許可の取消し	上野原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則	第8条
119	監督処分	上野原市風致地区条例	第7条第1項
120	景観形成活動団体の認定の取消し	上野原市景観条例	第25条第6項
121	使用許可の取消し等	上野原駅南口駅前広場条例	第8条第1項
122	使用料の徴収	上野原駅南口駅前広場条例	第9条第1項
123	占用許可の取消し等	上野原市法定外公共物の管理、占用及び採取に関する条例	第8条
124	占用料の徴収	上野原市法定外公共物の管理、占用及び採取に関する条例	第12条第1項
125	監督処分	上野原市法定外公共物の管理、占用及び採取に関する条例	第18条
126	許可の取消し等	上野原市公園条例	第6条
127	家賃の徴収	上野原市営住宅条例	第17条第1項
128	収入超過者の家賃の徴収	上野原市営住宅条例	第29条第1項
129	高額所得者の家賃の徴収	上野原市営住宅条例	第31条第1項
130	社会福祉法人等に対する使用料の徴収	上野原市営住宅条例	第42条第1項
131	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し	上野原市営住宅条例	第45条
132	みなし特定公共賃貸住宅としての家賃の徴収	上野原市営住宅条例	第48条第1項
133	過料	上野原市営住宅条例	第55条
◎教育委員会 学校教育課			
134	学校給食費の徴収	上野原市学校給食費管理条例	第5条
◎教育委員会 社会教育課			
135	利用許可の取消し等	上野原市文化ホール条例	第6条第1項
136	使用料の徴収	上野原市文化ホール条例	第7条第1項
137	退去命令等	上野原市文化ホール条例	第17条
138	使用料の徴収	上野原市学校施設及び公民館使用に関する使用料条例	第3条第1項本文及び第2項
139	観覧料の徴収	上野原市民俗資料館条例	第5条本文
140	観覧の停止命令	上野原市民俗資料館条例	第7条
141	利用許可の取消し	上野原市営運動施設条例	第5条
142	使用料の徴収	上野原市営運動施設条例	第6条本文

【条例適用】不利益処分基準一覧(令和6年7月1日)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項
143	利用の中止及び禁止命令	上野原市学校施設の開放に関する規則	第8条
144	市指定有形文化財の現状変更の許可の取消し等	上野原市文化財保護条例	第14条第4項
145	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更の許可の取消し等	上野原市文化財保護条例	第38条第3項において準用する第14条第4項
146	現状変更等の許可取消し及び停止命令(金属、石又は土で作られた県指定有形文化財の型取りに係るもの)	山梨県文化財保護条例	第14条第4項
147	現状変更等の許可取消し及び停止命令〔小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。)で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築に係るもの〕〔工作物(建築物及び電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物を除く。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕に係るもの(土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない行為に係るものに限る。))〕〔県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修に係るもの〕〔電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修に係るもの〕〔建築物その他の工作物の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物その他の工作物に係るものに限る。)に係るもの〕〔木竹の伐採(名勝又は天然記念物の県の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)に係るもの〕〔県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取に係るもの〕	山梨県文化財保護条例	第35条第3項
◎消防本部 消防総務課			
148	指定催しの指定	上野原市火災予防条例	第42条の2第1項
◎議会事務局			
149	過料	上野原市議会の個人情報の保護に関する条例	第56条
150	手数料の徴収	上野原市固定資産評価審査委員会条例	第10条